高圧ガス販売計画書

（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

１　販売の目的

□溶接・溶断用　□化学工業用　□医療用　□スクーバダイビング用　□冷媒用

□気密試験用　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　）

２　販売区域

３　販売の方法・販売する高圧ガスの種類及び最大貯蔵量等

（適宜行を追加すること(別紙でも可)）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ガスの区分 | ガスの名称 | 貯蔵量 | 販売主任者 | 販売方法 | 配送方法 |
|  |  | ㎥･kg | □選任 □不要 | □直送 □貯蔵 | □自社 □委託 |
|  | ㎥･kg | □選任 □不要 | □直送 □貯蔵 | □自社 □委託 |
|  |  | ㎥･kg | □選任 □不要 | □直送 □貯蔵 | □自社 □委託 |
|  |  | ㎥･kg | □選任 □不要 | □直送 □貯蔵 | □自社 □委託 |
| 合計 | | ㎥･kg | － | － | － |

　　注１　販売主任者の選任が必要な場合は販売主任者届を提出すること。

　　注２　「直送」とは、容器置場を所（占）有しないで販売すること、「貯蔵」とは、容器置場を所（占）有して販売することを指す。

４　帳簿類

　　□　法第20条の６第１項及び第60条第１項に基づき、次のとおり備え、記載及び保存します。

　　　　□　引渡先保安台帳（保存期間：引渡継続期間）※様式を添付

　　　　□　容器授受記録簿（保存期間：２年）※様式を添付

　　　　□　周知記録（保存期間：２年）

５　周知に関する事項

　　□　法第20条の５第１項に基づき、別紙の周知文書を備え、周知します。

６　容器の貯蔵について

容器置場の面積　　　　　㎡

７　法20条の６で定める販売の技術上の基準に関する事項

　　□　別記１のとおり遵守します。

８　法第15条で定める貯蔵の技術上の基準に関する事項

　　□　別記２のとおり遵守します。

９　法第23条で定める移動の技術上の基準に関する事項

　　□　別記３のとおり遵守します。

10　保安教育に関する事項

　　□　法第27条第４項に基づき、従業者に保安教育を実施します。

11　高圧ガスの供給者名

所在地

名　　称

代表者名

許可又は届出年月日

許可又は届出受理番号

12　販売所の電話番号等

電　　　話

担当者氏名

13　販売開始予定日

※冷凍保安規則用

別記１（販売に係る基準）

（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

**高圧ガス保安法第20条の６第１項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項**

**【冷凍保安規則第27条の基準に対応する事項】**

□　冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしていないものをもって行います。（１号）

□　冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしません。（２号）

□　高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳（別紙）を備えます。（３号）

別記２（貯蔵に係る基準）（該当するものの□にチェック（✓）を記載）

**高圧ガス保安法第15条第１項の経済産業省令で定める技術基準に関する事項**

**【冷凍保安規則第20条の基準に対応する事項】**

□　冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしません。（27条２号）